

米軍普天間飛行場からのP F A S 汚染水放出に対する意見書

在沖米海兵隊は8月26日、米軍普天間飛行場に貯蔵していた有機フッ素化合物(P F A S)を含む汚染水を沖縄県管理の浄化センターにつながる公共下水道に放出した。その経緯は、米軍が汚染水約6万4千リットル(ドラム缶320本分)を放出する計画がある中、8月26日は日米合同委員会の環境分科委員会において、汚染水の取り扱いについて対応を協議する予定の日であった。

米軍の一方的な汚染水放出は、海域の環境汚染、県民の健康被害を軽視した暴挙であり断じて許されるものではない。

米軍はP F A S濃度が独自の処理システムによって、日本の暫定目標値を下回っているとの主張だが、処理が確実に行われていたのか、日本側が確認する前の汚染水放出であった事から、日本の主権をないがしろにするものである。

P F A Sの一種であるP F O S、P F O Aは、発がん性物質であり毒性が指摘されている事から、化学物質審査規制法において、新たな製造と輸入、使用が禁じられている。

また、その特徴は自然界で分解されにくく、通常の汚水浄化センターでも取り除く事は出来ず、長期間残留する事が分かっている。日本国内では、P F A Sを含む泡消火剤の処理は、産業廃棄物処理法に基づき、850度以上の高温により分子レベルで分解する焼却処理が一般的である。

今回の普天間基地からのP F A S汚染水放出は、読谷村にとっても、決して対岸の火事ではない。本村の比謝川下流でも2019年に規定値の34倍という非常に高い数値を検出している。海域は繋がり、嘉手納基地が隣接し、トリイ通信施設もある。米軍基地から派生する環境汚染問題は、現在と将来の村民・県民の健康被害に直結する問題である。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要請する。

記

- 1 日米合同委員会の協議を遵守すること
- 2 P F O S、P F O Aを含む泡消火剤は、焼却処理すること
- 3 泡消火剤は、P F O S、P F O Aを含まない代替品に替えること
- 4 P F A Sの排出規制に関する基準を確立すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年9月10日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省特命全権大使(沖縄担当)、沖縄防衛局長

米軍普天間飛行場からのP F A S 汚染水放出に対する抗議決議

在沖米海兵隊は8月26日、米軍普天間飛行場に貯蔵していた有機フッ素化合物(P F A S)を含む汚染水を沖縄県管理の浄化センターにつながる公共下水道に放出した。その経緯は、米軍が汚染水約6万4千リットル(ドラム缶320本分)を放出する計画がある中、8月26日は日米合同委員会の環境分科委員会において、汚染水の取り扱いについて対応を協議する予定の日であった。

米軍の一方的な汚染水放出は、海域の環境汚染、県民の健康被害を軽視した暴挙であり断じて許されるものではない。

米軍はP F A S濃度が独自の処理システムによって、日本の暫定目標値を下回っているとの主張だが、処理が確実に行われていたのか、日本側が確認する前の汚染水放出であった事から、日本の主権をないがしろにするものである。

P F A Sの一種であるP F O S、P F O Aは、発がん性物質であり毒性が指摘されている事から、化学物質審査規制法において、新たな製造と輸入、使用が禁じられている。

また、その特徴は自然界で分解されにくく、通常の汚水浄化センターでも取り除く事は出来ず、長期間残留する事が分かっている。日本国内では、P F A Sを含む泡消火剤の処理は、産業廃棄物処理法に基づき、850度以上の高温により分子レベルで分解する焼却処理が一般的である。

今回の普天間基地からのP F A S汚染水放出は、読谷村にとっても、決して対岸の火事ではない。本村の比謝川下流でも2019年に規定値の34倍という非常に高い数値を検出している。海域は繋がり、嘉手納基地が隣接し、トリイ通信施設もある。米軍基地から派生する環境汚染問題は、現在と将来の村民・県民の健康被害に直結する問題である。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、安全及び平穏な生活を守る立場から米軍及び関係機関に対し厳重に抗議するとともに、下記事項について、速やかに実施するよう強く要求する。

記

- 1 日米合同委員会の協議を遵守すること
- 2 P F O S、P F O Aを含む泡消火剤は、焼却処理すること
- 3 泡消火剤は、P F O S、P F O Aを含まない代替品に替えること
- 4 P F A Sの排出規制に関する基準を確立すること

以上、決議する。

令和3年9月10日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在沖米国総領事、在日米軍沖縄地域調整官